

個人情報保護制度の充実強化（「杉並区個人情報保護条例」 の改正）について

1 充実強化の背景・条例改正の目的

区は、これまで、IT社会の進展や国等の動向を踏まえ、数次にわたり、杉並区個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）の改正を行う等、個人情報保護の充実を図ってきました。

一方、この間、持続可能な財政運営を確保しつつ、増大する行政需要に的確に対応するため、業務の効率化と区民サービスの質の向上という観点から、専門定型業務（※1）の委託等民間活力の活用を積極的に推進しており、個人情報を取り扱う委託業務等は拡大してきています。

こうしたことから、区の個人情報保護制度の充実強化を図るため、条例を改正し、個人情報の適正な取扱いを一層確保いたします。

2 改正（案）の主な内容

（1）罰則規定の新設

次に掲げる者（以下「職員等」といいます。）が、個人の秘密を漏えいした場合（条例の既存の罰則規定が適用される場合を除きます。）の罰則として、一般職の地方公務員の規定（※2）と同様の定めを新たに設けます。

- ①実施機関（※3）の職員又は職員であった者（地方公務員法の罰則が適用される者は除きます。）
- ②受託業務に従事している者又は従事していた者
- ③指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者又は従事していた者

（2）派遣労働者の受入れに伴う措置の強化等

- ①個人情報に係る業務を派遣労働者に行わせるときは、実施機関に対し、情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴く等外部委託等をしようとするときと同様の手続及び個人情報保護に対する措置を義務付けます。
- ②派遣労働者又は派遣労働者であった者に対して、職員等と同様の守秘義務を課します。
- ③派遣労働者又は派遣労働者であった者の不正行為に対して、職員等と同様の刑罰（上記2（1）で新設するものを含みます。）を科します。

3 条例改正の骨子（案）

「杉並区個人情報保護条例 改正の骨子（案）」については、別紙をご覧ください。

4 実施の時期

平成30年9月条例改正

平成31年4月施行

- ※1 行政特有の専門知識が求められるものの、定型的な処理を繰り返す業務
- ※2 地方公務員法第34条第1項（秘密を守る義務）違反に対する罰則（同法第60条第2号。1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- ※3 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会